

ベビーシッター派遣事業電子割引券の利用手順について

① 電子割引券の取扱について

公益社団法人全国保育サービス協会ＨＰでご確認下さい。

「ベビーシッター派遣事業割引券」は公益社団法人全国保育サービス協会が実施する内閣府のベビーシッター派遣事業により発行されるものです。

② 利用登録（初回のみ）

以下の内容をジェンダー平等推進部門までメールにてご連絡下さい。

内容を確認後、当部門から登録完了のご連絡をします。

件名：ベビーシッター割引券利用登録申請

内容：利用者氏名、職員番号（共済組合員および厚生年金保険被保険者に限る）

③ 割引券について

☆ 1 割引券（URL）につき 2200 円引き

☆ 1 日に対象児童 1 人につき 2 枚、1 家庭 1 か月 24 枚まで、年間 280 枚までが上限

割引券を利用できるベビーシッター事業者は限定されています。必ず以下のURLでご確認下さい。

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

④ 利用申込について

★これまで一度も割引券をご利用になったことがない方は、割引券申込書（別紙様式）に加えて、ベビーシッター事業者との契約書の写し（本人名義）又は登録完了のお知らせメール等をジェンダー平等推進部門へメールにて送付して下さい（メールには必ずパスワードをおかけ下さい）。

★利用日毎に利用理由及び必要枚数を記入ください。

★数ヵ月分をまとめて申し込みはできません。1ヵ月毎に申込書をご提出下さい。（病児保育も同様）

★同一のベビーシッター事業者を利用する方は、割引券申込書のみをジェンダー平等推進部門へメールで送付して下さい（メールには必ずパスワードをおかけ下さい）。

利用業者が変更になった場合は、その都度、ベビーシッター事業者との契約書写し又は登録完了のお知らせメール等をご提出下さい。

⑤ 利用申込期間

★利用申し込み期間は毎月 1 日から 5 日まで（ただし 4.5 月分については、1 日から 14 日まで）

★申込期間後の受付はいたしかねる場合がございます。

④ 割引券の送付方法

・割引券（URL）の一覧をメールでお送りいたします。※パスワードは、別メールにてご連絡いたします。

⑤ 割引券の利用方法

・公益社団法人全国保育サービス協会発行の「割引券画面操作マニュアル（利用者向け）」にて詳しい利用手順をご確認ください。

⑥ 割引券の利用後

★割引券の発行を受けた方は、ベビーシッター利用日の翌日までに入力処理を終えてください。

★申込月にご利用登録のない割引券は、部門で引き上げ処理をします。（お子様の急な病気に備えて発行した場合も含む）

・年度末に行うアンケートにご協力をお願いいたします。アンケートは学内限定で当部門 HP にて公開いたします。

担当窓口

ジェンダー平等推進部門

Email : gnrl-nursery@office.kobe-u.ac.jp